

議案第37号

木津川市清掃センター建設審議会設置条例の廃止について

木津川市清掃センター建設審議会設置条例（平成21年木津川市条例第8号）を別紙のとおり廃止する。

令和元年6月7日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

平成30年度に新たなごみ焼却施設の整備が完了し、この施設の供用が開始され、木津川市清掃センター建設審議会の設置目的が達成されたことから、条例を廃止するものです。

木津川市条例第 号

木津川市清掃センター建設審議会設置条例を廃止する条例（案）

木津川市清掃センター建設審議会設置条例（平成21年木津川市条例第8号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第37号 木津川市清掃センター建設審議会設置条例の廃止について	
担 当 課	市民部 まち美化推進課	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	平成30年度に新たなごみ焼却施設の整備が完了し、この施設の供用が開始されたことから、木津川市清掃センター建設審議会の設置目的が達成されたと判断し、条例を廃止するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議、検討を行い、条例廃止を決定。 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	15 自然・環境
	施策	③循環型社会
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況		